

事業計画概要書に対する知事意見書

7長地環第5-5号
令和7年(2025年)7月24日

株式会社長野環境保全センター
代表取締役 勝亦 豪志 様

長野県長野地域振興局長

令和7年6月10日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第35条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社長野環境保全センター 代表取締役 勝亦 豪志 長野県中野市大字立ヶ花855番地	
(2) 事業計画の概要		
➤申請の区分 (I)	産業廃棄物処分業の事業範囲の変更許可	
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県中野市大字新井字若宮境 363 番 1、363 番 10	
② 廃棄物の処理施設の種類	産業廃棄物 (廃太陽光パネル) の粉碎・分離施設	
③ 処理を行う廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、廃太陽光パネルに限る。) 以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
④ 廃棄物の処理施設の処理能力	1.68 t/日 (0.21 t/h: 8時間稼働)	
⑤ 変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧
	圧縮梱包する産業廃棄物 : 廃プラスチック類、金属くず 粉碎・分離する産業廃棄物: <u>廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは廃太陽光パネルに限る。)</u> 以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	圧縮梱包する産業廃棄物 : 廃プラスチック類、金属くず 以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
(3) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 中野市新井区、若宮区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)	

<p>(4) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠</p>	<p>(範囲) ・中野市長 ・周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ・周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第 28 条第 2 項及び条例施行規則第 22 条第 1 号</p>
<p>(5) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所</p>	<p>(日時) 令和 7 年 8 月 3 日 (日) 午前 10 時から (場所) 長野県中野市大字新井 363 番地 1 株式会社長野環境保全センター</p>

2 知事意見

<p>周辺地域の範囲についての意見</p>	<p>事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。</p>
<p>関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見</p>	<p>事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。</p>
<p>事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見</p>	<p>事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。</p>